



納税は全ての方々が守る、 社会の基本的なルールです。

督促を受けても納付の無い場合には...

督促を受けても納付されない滞納者には、納税者との不公平感を無くすため所有する、不動産、動産、預金、給与、生命保険、その他の債権、並びに事業主に對しては売掛金等の財産を差押えることがあります。

そのような行政処分を受けると、個人の場合は勤務先や金融機関、事業主である場合は大事な取引先からの信用を失うことにもなりかねません。

様々な理由により納付が出来ない方につきましては、納付相談等を随時受付ておりますのでご利用ください。

また、滞納されると、本税のほか、延滞金が加算されることとなりますので、税金は納期限内に納付するように心掛けましょう。

阿蘇市では、滞納税の処分として下表の財産の差押えを行い換価し税金に充当しています。

平成17年度滞納税処分内容

差押種別	差押件数	換価金額
不動産	2件	2,367,080円
動産	2件	544,600円
預貯金	379件	9,867,852円
給与	4件	353,724円
売掛金	18件	1,310,413円
その他債権	7件	665,523円
計	412件	15,109,192円

平成18年度9月末までの処分内容

差押種別	差押件数	換価金額
不動産	0件	0円
動産	1件	305,000円
預貯金	511件	12,295,220円
給与	2件	305,404円
売掛金	0件	0円
その他債権	5件	530,816円
計	519件	13,436,440円

換価金額...滞納処分によって強制的に金銭化した額

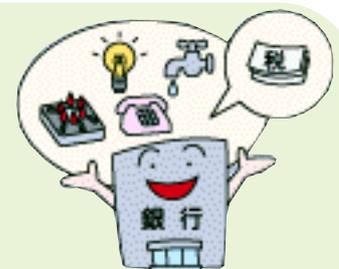
市税は口座振替納付で！
～阿蘇市では便利な口座振替を推進しています～

窓口が開いている時間に間に合わない。

つい納期期限を忘れてしまう...

納期ごとに窓口に行くのは面倒...

などお困りの方は、手数料が不要で安全・便利で確実な口座振替をご利用ください。



便利な振り替え納税で！

口座振替が出来る税金	市民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
取扱金融機関	肥後銀行、熊本ファミリー銀行、熊本県信用組合、阿蘇農業協同組合、郵便局
口座振替の手続き方法	預金通帳とその届出印を持参の上取扱金融機関の窓口でお申込み下さい。